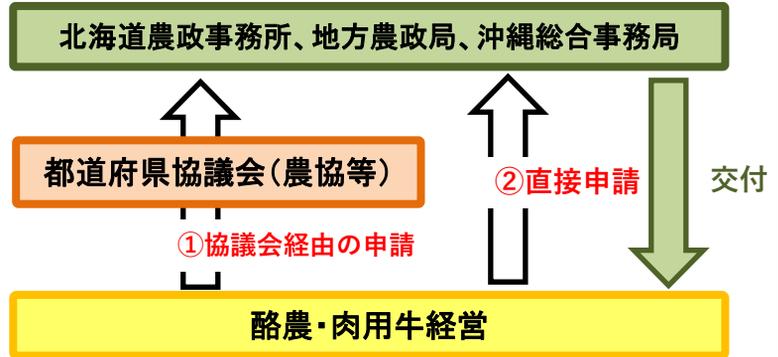


# 参加の手続き

イー・マフ  
農林水産省共通申請サービス(eMAFF)での申請をお願いします

## ■ 事業の実施体制

①地域に協議会がある場合（主に酪農）は、協議会経由で申請、②協議会がない場合（主に肉用牛）は、直接申請をしてください。



## ① 参加申込み

(酪農：6月～翌年1月、肉用牛：6月～9月) 注



取組計画を作成して申請。取組計画の承認を得る。

## ② 取組の実施

取組計画に基づき取組を実施。



## ③ 交付の申請

(酪農：10月～翌年2月、肉用牛：10月～翌年1月) 注

取組状況を  
現地確認



実施計画で承認を受けた交付対象面積等について、交付申請。

注) 具体的な締め切り日は、各農政局にお問い合わせください。



交付金を受給

- 協議会経由の申請の場合は、協議会が取組実施状況等を現地確認します。交付申請は現地確認後に行ってください。
- 直接申請の場合は、必要に応じて農政局等が交付申請前又は交付決定後に現地確認を行います。
- 書類等の不備や不適切な実施が認められた場合は、補助金を返還するとともに、その後のエコ畜事業への参加ができなくなる場合があります。
- 会計検査院による実地検査の対象となった場合は、説明を求められます。

# 取組の実施記録の保管①

- ◆ 事業参加者は、農協等が行う現地確認時に、取組の実施状況が確認できる書類・写真等を提示する必要があります。
- ◆ また、書類・写真等を取組の翌年度から5年間保存する必要があります。

確認項目	保管すべき記録・資料
飼料作物作付面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>①面積を確認できる公的書類等(農地基本台帳等)</li> <li>②作付状況を確認できる資料(作業日誌、写真等)</li> <li>③契約書(農作業受託、契約栽培等の場合)</li> </ul>
クロスコンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>①みどりのチェックシート</li> <li>②配合飼料価格安定制度の契約書</li> </ul>
出荷要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生乳や牛の出荷状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝票、生乳生産管理チェックシート等</li> </ul> </li> </ul>
①放牧の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>①放牧実施状況(頭数、日数)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・放牧日誌、作業日誌、写真等</li> </ul> </li> <li>②預託放牧の実施状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・預託管理台帳、預託料の支払いを証明する書類</li> </ul> </li> </ul>
②不耕起栽培	<ul style="list-style-type: none"> <li>①単年生飼料作物と永年生飼料作物の作付面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業日誌、写真等</li> </ul> </li> <li>②不耕起栽培の実施状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業日誌、写真等</li> </ul> </li> </ul>
③消化液の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消化液利用の実施状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業日誌、写真等</li> </ul> </li> <li>②消化液の成分分析結果</li> </ul>
④化学肥料利用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>①牧草及びデントコーン等作付面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業日誌、写真等</li> </ul> </li> <li>②化学肥料削減の実施状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・慣行基準、削減方法、作業日誌、肥料の購入伝票等</li> </ul> </li> <li>③やむを得ず化学肥料を利用した場合の理由及び面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・助言文書、肥料購入伝票、写真等</li> </ul> </li> <li>④草地更新を行っている場合は実施面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業日誌、写真等</li> </ul> </li> </ul>



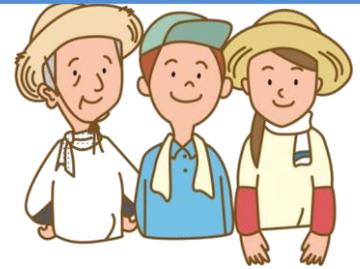
# 取組の実施記録の保管②

確認項目	保管すべき記録・資料
<p>特認① 国産副産物の利用</p>	<p>①副産物利用の実施状況 ・作業日誌(利用場所、面積、量)、写真等</p> <p>②副産物の入手状況 ・購入伝票等</p> <p>③土壌分析結果</p>
<p>特認② スラリー等の土施用の実施</p>	<p>①スラリー等施用の実施状況 ・作業日誌(施用場所、面積、量)、写真等</p>
<p>特認③ 農薬使用量の削減</p>	<p>①農薬使用量の削減状況 ・慣行基準、削減方法、作業日誌、農薬の購入伝票等</p> <p>②やむを得ず農薬を使用した場合の理由及び面積 ・助言文書、作業日誌、農薬購入伝票、写真等</p> <p>③草地更新を行っている場合は実施面積 ・作業日誌、写真等</p>
<p>特認④ 草地のピンポイント更新技術の活用</p>	<p>①植生解析(センシング)等の実施状況 ・地図、解析結果、作業の委託契約書</p> <p>②施肥又は除草の実施状況 ・作業日誌、写真等</p>
<p>有機飼料の生産</p>	<p>①有機飼料の生産状況 ・作業日誌、写真等</p> <p>②有機飼料又は有機畜産の認証 ・認証書類</p> <p>③(特定)環境負荷低減事業活動計画の実施計画や認定通知等(認定がある場合のみ)</p>
<p>牛からのメタンガス排出の削減</p>	<p>①脂肪酸カルシウムの給与状況 ・給与計画、作業日誌、給与記録等</p> <p>②脂肪酸カルシウムを主成分とした飼料 ・飼料の成分表、購入伝票、飼料管理簿等</p>



# 集団として参加

温室効果ガス排出削減の取組に必要な作業を共同化し、経理を一元化している場合は、複数の酪農・肉用牛経営者が集団として事業に参加することが可能です。



## ■ 基準面積

集団の**合計飼料作物作付延べ面積**を集団の**合計飼養牛頭数**で除した面積が基準面積以上であること

## ■ 取組方法

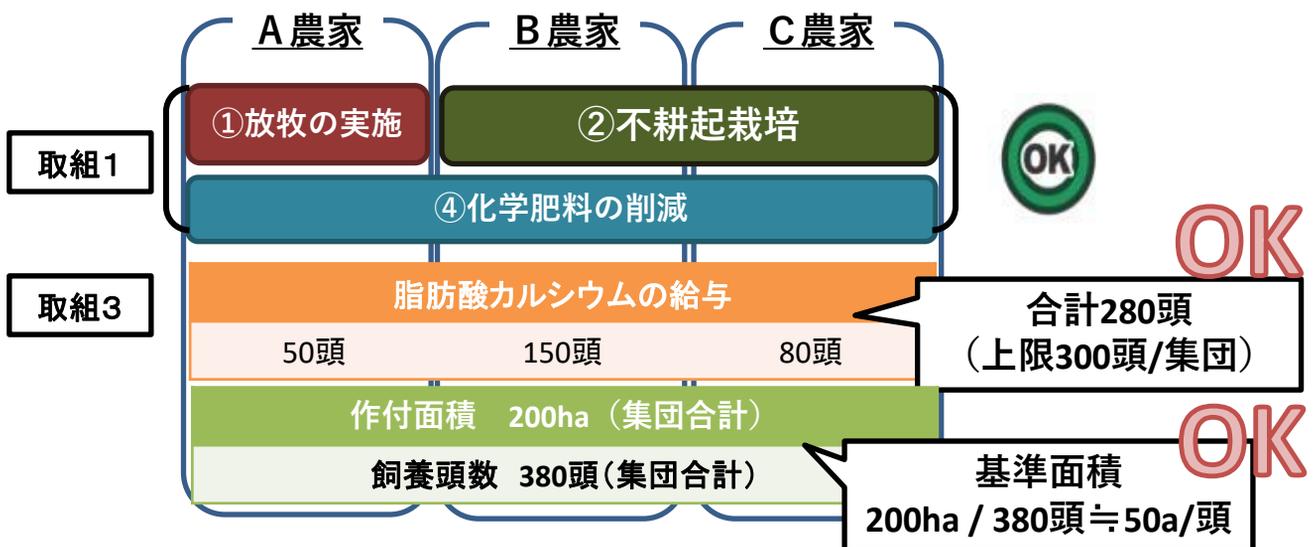


### 取組1 温室効果ガスの排出削減

◆ 温室効果ガス排出削減の取組は、全構成員が同じ取組を実施しても、構成員が異なる取組を実施しても構いませんが、各構成員は参加要件に合った2つの取組を実施する必要があります。

### 取組3 脂肪酸カルシウムの給与

◆ 構成員数×100頭が集団の申請上限となります。



交付単位面積に乗じる効率化係数は、

(構成員数×200)ha超～(構成員数×400)ha以下の部分：1ha×1.5

(構成員数×400)ha超の部分：1ha×1.8となります

# 他の事業との関係

エコ畜事業と重複して申請することができない事業や直接支払制度があります。以下の注意事項を確認するとともに、各事業及び直接支払制度の条件を確認してください。

注意事項	
水田活用の 直接支払交付金	△ <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の支援目的・対象が異なることから、水田活用の直接支払交付金とエコ畜事業の両方の支援を受けることは可能です。ただし、「水田放牧」を実施して交付金を受けた場合には、エコ畜事業の「放牧の実施」の取組を実施することはできません。</li> <li>耕種農家等との契約栽培地については、飼料作物作付面積には含むことはできますが、<u>耕種農家が水田活用の直接支払い交付金の交付を受け取る場合は、エコ畜事業の交付対象面積の対象外となります。</u></li> </ul>
中山間地域等直接支払制度	○ 中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域への支援制度であり、エコ畜事業とは支援目的・対象が異なることから、同制度とエコ畜事業の両方の支援を受けることが可能です。
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち 草地生産性向上対策	△ 草地生産性向上対策事業においてサブソイラ等による耕盤層の破碎によりほ場の排水性を改善する取組で交付金を受ける場合、エコ畜事業の「不耕起栽培」の取組を実施することはできません。
国産飼料資源生産利用拡大対策事業のうち 放牧活用型持続的畜産生産推進	△ 酪農・肉用牛経営者等が放牧組合等を構成し、肉用牛・酪農基盤強化対策事業の放牧活用型で支援を受ける場合、エコ畜事業の「放牧」の取組を実施することはできません。
草地難防除雑草駆除技術等実証事業	○ 事業の支援目的・対象が異なるため、草地難防除雑草駆除技術等実証とエコ畜事業の両方の支援を受けることが可能です。

# 問い合わせ先

## ■ 農林水産省本省

農林水産省畜産局企画課  
畜産経営安定対策室

03-3502-8111 (代表)  
(内線) 4890

## ■ 地方農政局等

北海道農政事務所

生産支援課 酪農・畜産グループ 011-350-7656

東北農政局 生産部 畜産課 022-221-6198

関東農政局 // 048-740-5266

北陸農政局 // 076-232-4317

東海農政局 // 052-223-4625

近畿農政局 // 075-414-9022

中国四国農政局 // 086-224-9412

九州農政局 // 096-300-6285

沖縄総合事務局 農林水産部  
生産振興課 畜産振興室 098-866-1653

## ■ <sup>イーマフ</sup>eMAFF (農林水産省共通申請サービス)

eMAFFで初めて申請する方

eMAFFアカウントを取得済みの方



<https://e.maff.go.jp>



農林水産省

🔍 キーワードから探す

エコ畜

検索

